

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2013, 06

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★

「ドボジョ」という言葉をご存じですか？

土木系の仕事に携わっている女子のことです。

最近マンガのヒロインとしても「ドボジョ」が登場し、若い女性のキャリアの選択肢のひとつとなっているようです。

某ゼネコンには約70人の女性土木技術者が働いています。この10年で3倍以上に増えたといえます。

2013年はインフラの急速な老朽化に対し「メンテナンス元年」とも言われ、公共事業が復活！

政府は、女性の活躍を後押ししていきます。ドボジョへの追い風があちこちで吹いているようです。

「せっかく育ててきた人材が、一人前になる前に辞めてしまう」

若者が定着しないという問題をかかえている建設業界。入社後2～3年で離職するケースが多いと言います。「ドボジョ」の進出で業界に変革の兆しが現れるでしょうか。期待してみましよう。

資格をとるのに、年数がかかりすぎ！…(合格できないのではありません。受験できないのです。)

資格を取得することが難しい…これも、若者が、建設業から去ってしまう理由のひとつのようです。1級の施工管理技士は、高卒だと28歳をすぎないと受験資格がありませんが(実務経験年数10年以上です。)資格取得までの道のりが長すぎるとして、全国建設業協会が、実務経験年数の短縮を求めています。

「せっかく取った資格だし、活かしたい」こう思う人も多いはずですね。

国家資格をもって、バリバリ働く姿は、男女問わずカッコいい！建設業界で働く人たちの雇用改善(社会保険加入、労務費単価の上昇などなど)も進んでいます。イメージもどんどん良くなっていく兆しの今日この頃ですね♡



★運送業★ 父子家庭のパパ活躍中～ 家族も会社も国も応援！

ある運送会社さんから「一般の人の4分の3以上仕事をしたら社会保険やってあげられるんだよね？」と問い合わせがありました。よく聞いてみると、新しく入社したドライバーさんには、生後1歳ちょっとの子供さんがあり、勤務？乗務時間が短いのだそうです。子供さんというよりベビーちゃんです。近くにご両親や、ご兄妹がありみんなで子育て真っ最中の様子。社長さんも、その頑張りに応援したいと採用を決められたそうです。子供さんがいるので、社会保険対象になるように労働条件を決めるそうです。

お話を聞いて、こちらまで嬉しくなりました。と同時に今年3月1日からの「**特定就職困難者雇用開発助成金**」の対象拡大を思い出しました。

以前の母子家庭のママ、高齢者、障害者に加え、児童扶養手当を受給している父子家庭のパパも対象になったのです。1年間ですが90万円の助成金が支給されます。当然に、その運送会社さんは会社都合退職(解雇)等は一切ないので受給資格あり、パパも安心です。

★社会保険適用★ 国交省：運送業&建設業 建設労働者 社会保険加入率 58% ⇒ 90%に

5月9日、国土交通省は、建設業の社会保険加入状況に関する調査結果を発表しました。

社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険)に加入している建設業者は87%です。

建設労働者でみると58%です。

これは、建設業者としては、まあ9割近くが社会保険をやっている、しかし肝心のそこで働く労働者、従業員で見ると6割弱ということです。確かに、これまで厚生年金どころか国民年金も国民健康保険料も払っておらず50歳になられた方に、給与？日当の1割5分の厚生年金・健康保険料を差引くのも忍びないような気がします。時代は変わりました。国交省では2017年(平成29年)までに社会保険加入率を建設業者100%、労働者90%を目標としています。昨年スタートした5か年計画に向けて、具体的対策を見ていきたいと思えます。

運送業 相互通報制度！ 労基に加え年金事務所も調査

運送業においては、景気回復の前に、監査・臨検・調査…なんだか心休まらない気がします。というのも、相互通報制度という言葉をよく耳にされると思いますが、労働基準監督署が【**臨検**】した際に、安全について問題があると判断した場合に運輸支局へ通報し、通報を受けた運輸支局は【**監査**】を実施します。また反対の場合もあるというものです。一昨年頃から、この労働基準監督署に加え、年金事務所も調査に入るようになりました。年金事務所は【**年金調査**】といって、源泉税納付書、賃金台帳、タイムカード等確認し否応なしに適用(資格取得)を迫ります。気になるのは、例えば監督署の臨検後、全て改善してあったとしても、運輸支局は監督署から通報があれば【**監査**】を実施しなければなりません。先日同様の例がありました。昨年9月から11月にかけて監督署の【**臨検**】を受け、是正報告も終了しておりましたが、5月の終わりに支局から3人で朝10時から夕方6時近くまで【**監査**】が実施されました。その営業所は車両台数も70両を超える大所帯です。でも大丈夫！昨年、暮れに是正終了した後も日々の管理、徹底した監督・指導とその記録が功を奏し、文書による警告のみで終了しました。

やるべきことをやり抜いて、前に進むしかありませんね。 わが社の管理は大丈夫？

★過積載★

過積載をすると、ブレーキが利かない！カーブが曲がりきれない！そして横転！！そのほか、「タイヤのバースト」「ボルトが折れる」など非常に危険かつ思いがけない出来事が起きます。すなわち「過積載は重大事故につながる」ということです。



ドライバーさんから「過積載になっていると運転した感じがすぐわかる」と聞いたことがあります。過積載ってわかって防げない・・・荷主からムリな発注条件を提示されたらドライバーさんは断れないのが現実だと思います。

荷主が事業者に過積載をさせた場合、荷主の責任も厳しく追及！！

過積載車両の運転の要求等の禁止（道路交通法）

荷主等は、運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりした場合、その荷主が反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、警察署長から過積載の「再防止命令」が出されます。

再発防止命令に違反すると 6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金が科せられます。

では運送事業者さんには？

◆違反の回数と日車数

過積載による運送の引き受け	初回	2回目	3回目以降
過積載の程度が5割未満のもの	10日車	30日車	60日車
過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日車	50日車	100日車
過積載の程度が10割以上のもの	30日車	80日車	160日車

(注) それぞれの日車数に違反車両数を乗じて処分日数が決定されます。

ドライバーさん自身にも罰則が科せられます。

超過割合	大型車		普通車	
5割未満	2点	3万円	1点	2万5千円
5割以上10割未満	3点	4万円	2点	3万円
10割以上	6点	※懲罰摘要	3点	3万5千円

※6点は免許停止、罰則は6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

また、事故にはならなくても、車両自体の寿命を縮め、ランニングコストの増大を招き、経営負担増やエネルギーの無駄遣いにつながります。

過積載は道路に大きな損傷を与えます。政府が国土強靱化計画をうたっているものの、すぐにすべての道路を・・・というわけにはいきません。延命措置のためにも取り締まりが一層厳しくなっているとも聞きます。現に今年から特殊車両の取り締まりを厳しくする旨、指導要綱が改正されています。

★産業廃棄物★ 愛産協 名古屋支部通常総会開催！

平成25年5月17日にキャッスルプラザホテルで開催された愛知県産業廃棄物協会名古屋支部の通常総会に出席してきました。名古屋支部の行事にはこれまでもいろいろと参加をさせていただき、施設見学はとても楽しく、また機会があったら是非参加させていただきたいと思いました。総会後は名古屋大学災害対策室長の飛田潤教授の講演・・・誰もが関心のある「災害対策」がテーマでした。特にこの地域では南海トラフ巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあります。耐震補強工事の相談は民間企業ではなく、まず**市町村役場で相談**する。寝るときは何もない部屋で・・・など実用的な対策の話もあれば、被害規模想定など想像もできない被害額や被害者数でした。

その後の懇親会ではたくさんの方とご挨拶をさせていただきました。収集運搬を主にされている事業者さんは「**事故が多くて困ってる**」と、車でお仕事されている会社さんはどこも同じ悩みを抱えていらっしゃるのだと感じました。



一斉立入指導

6月1日(金)～6月30日(土)までの期間、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、マニフェストの適正な使用や廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底を目的として、**愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室監視グループ**による一斉立入指導が実施されます。

これを読んでいただいている事業者さんは適正に処理を行っていただいていると思いますが、「知らなかった」「いいと思っていた」では通用しないのが法律です。

これを機会に一層の適正処理をお願いします。ご不明な点があればご連絡ください。



★経理的要件★

税理士先生！顧問先様の決算内容は大丈夫ですか？

3月決算の申告間近の5月終わりに、あちらこちらの税理士先生より問い合わせがありました。

今年、**運送業**の許可を取りたい、**産廃**の収集運搬って決算内容関係ありましたか？今年、**建設業**の許可の更新の時期です・・・など。

運送業は、事業開始に要する資金総額の50%以上の自己資本が必要です。でも、いざとなれば増資で対応できます。建設業の特定許可の更新については、直前の決算書の貸借対照表で複数の要件を見ます。期中の増資では対応できません。一般許可へ格下げしかしようがないですね。産廃については愛知県の要件が若干緩和されたものの、状況によっては追加で書類が必要になります。また、県によって若干要件が異なります。

ご心配なことがあればいつでもご連絡ください。

